第八条第一項中「次項、第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十四条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、「。）は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「開始した」を「開始する」に、「あっては」を「あっては」に、「増設した」を「増設し、又は廃止した」に改め、「その増設」の下に「又は廃止」を加え、「第一項の事項中」を「同項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十七条とする。

第七条中「あつてはその」を「あっては、その」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、「真実な」を削り、同条ただし書中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「含有量」を「含有濃度（第三条第二項第十一号に掲げる事項を除く。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「第十二条の二第一項の」を削り、「あつては」を「あっては」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「貯蔵上」を「農薬の貯蔵上」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「製造場」を「農薬の製造場」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同条を第十六条とする。

第六条の七中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第六条の三第一項」を「第九条第一項から第三項まで」に、「第六条の四第一項」を「第十条第一項」に、「第六条の五」を「第十一条」に、「第十四条第一項」を「第三十一条第一項」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

（情報の公表等）

第十四条　農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとする。

2　製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬について、登録の変更、取消し又は失効があったときは、販売者及び農薬使用者に対し、その旨を周知するように努めるものとする。

（科学的知見の収集等）

第十五条　農林水産大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努めるものとする。

第三章　販売の規制

第六条の六中「、第二条第一項」を「、第三条第一項」に、「第三号に」を「第二号に」に、「第二条第二項第三号又は同条第三項第四号の」を「第三条第二項第三号若しくは第十一号又は第九項第三号に掲げる」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「失つた」を「失った」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第六条の三第一項又は第六条の四第一項」を「第九条第二項若しくは第三項又は第十条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第六条の三第一項又は第十四条第一項」を「第九条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第十二条とする。

第六条の五中「、第二条第一項」を「、第三条第一項」に改め、同条第一号中「第二条第二項第二号の事項中」を「第三条第二項第二号に掲げる事項」に改め、同条第二号及び第三号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の四第一項中「第十二条の二第一項」を「第二十六条第一項」に、「あつた」を「あった」に、「なつた」を「なった」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第二条第三項第四号の」を「同条第九項第三号に掲げる」に改め、同条を第十条とする。

第六条の三の見出しを「（再評価等に基づく変更の登録及び登録の取消し）」に改め、同条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「あつては」を「あっては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「あつては」を「あっては、」に、「第二条第二項第三号の事項」を「第三条第二項第三号若しくは第十一号に掲げる事項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「農林水産大臣は」の下に「、前項に規定する場合のほか」を加え、「第二条第二項第三号の事項を遵守して」を「第三条第二項第三号に掲げる事項を遵守して」に、「伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に、「至つた」を「至った」に改め、「やむをえない」を削り、「第二条第二項第三号の事項を変更する」を「第三条第二項第三号若しくは第十一号に掲げる事項を変更する」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第三項の提出期限までに同項の資料の提出又は同条第七項の手数料の納付がなかったときは、当該農薬につき、その登録を取り消すことができる。

2　農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該農薬の安全性その他の品質の確保に必要な限度において、当該農薬につき、その登録に係る第三条第二項第三号若しくは第十一号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

第六条の三を第九条とする。

第六条の二の見出し中「適用病害虫の範囲等の」を削り、同条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「の事項を変更する必要がある」を「又は第十一号に掲げる事項を変更しようとする」に、「、変更後の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本」を「及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他次項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料」に、「申請することができる」を「申請しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならない。

第六条の二第四項を削り、同条第三項中「前項の検査の結果第三条第一項各号の一に該当する場合は、前項の規定による」を「第二項の審査の結果、第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第一項の」に、「保留して、申請者に対し、申請書の記載事項を訂正すべきことを指示することができる」を「拒否しなければならない」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項の規定による申請を受けたときは、センターに農薬の見本について検査をさせ、その検査の結果次項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく」を「次項の規定により変更の登録を拒否する場合を除き」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、同項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

3　農林水産大臣は、センターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。

4　農林水産大臣は、第一項の規定による申請に係る農薬が、病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての第二項の審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

5　第二項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

6　第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六条の二を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（再評価）

第八条　第三条第一項の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならない。